

# 保土ヶ谷中学校同窓会会則

制定:昭和29年9月19日、改正:平成15年5月24日。平成19年6月2日

- 第1条 本会は、「保土ヶ谷中学校同窓会」といい、事務所を横浜市立保土ヶ谷中学校内に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、会員相互の親睦行事、母校及び在校生への支援その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。
- 第4条 本会は、次の会員をもって構成する。  
一 正会員 保土ヶ谷中学校卒業生  
二 特別会員 保土ヶ谷中学校現・旧職員
- 第5条 本会に次の役員を置く。  
一 会長 1名 二 副会長 5名以内 三 幹事 若干名 四 会計 2名 五 会計監査 2名
- 第6条 役員は、評議員会において選任する。
- 第7条 ①役員は、任期は、1期 2年とする。ただし、再任を妨げない。  
②前項ただし書きの規定に拘わらず、会長は、原則として連続2期までとする。
- 第8条 ①役員は、役員会を構成し、本会の会務を遂行する。  
②会長は、本会を代表し、役員会を主宰し、会務を総理する。  
③副会長は、会長を補佐し、委員会を分担所掌する。また、会長に事故あるときは、あらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。  
④幹事は、各委員会に所属するものとする。  
⑤会計は、本会の会計を処理し、決算を調整する。  
⑥会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第9条 ①本会に顧問若干名を置くことができる。  
②顧問は、評議員会の議を経て、会長がこれを委嘱する。  
③顧問は、役員会、評議員会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第10条 ①本会に評議員会を置く。  
②評議員は、各期毎に若干名を当該期が推薦する者のうちから役員会において選任する。
- 第11条 ①評議員会は、会長が招集し、本会の事業及び予算、決算その他の会務を審議する。  
②評議員会の議長は、評議員の互選とする。  
③評議員会の議決は、出席評議員の過半数による。
- 第12条 ①本会に事業を円滑に行うため、次の委員会を置く。  
一 総務委員会 本会の活動記録、会員名簿の調整、母校との連絡、その他他の委員会に属さないものに関する事。  
二 企画委員会 新規事業(他の委員会に属するものを除く。)の企画及び同期会の結成促進、その他の組織拡充に関する事。  
三 文化委員会 講演会、その他の文化的事業及び母校教育活動の支援事業に関する事。  
四 親睦委員会 親睦旅行会、その他の会員相互の親睦事業に関する事  
②本会に特別な事項を審議するため、必要に応じて特別委員会を設けることができる。  
③特別委員会の設置及び構成は、会長が役員会の議を経て定める。
- 第13条 総会は、必要に応じて開催するものとする。
- 第14条 正会員は、入会金として一定金額を卒業時に納めるものとする。
- 第15条 本会の経費は、入会金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第17条 会則の改正は、評議員会において、出席評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

以 上